

第2章

計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定・改定の趣旨等

(1) 計画策定・改定の趣旨

本県では、2006（平成18）年3月に「福岡県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。その後の国内外の動きを踏まえ、2017（平成29）年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定し、また、2019（令和元）年8月には、実行計画を気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置づけ、地球温暖化対策に係る施策を実行してきました。

地球温暖化は、気温や海水温の上昇、異常気象、生態系などの自然環境に変動をもたらし、その変動は、社会や経済にも大きな影響を及ぼしています。近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、本県においても2017（平成29）年以降毎年のように大雨による災害に見舞われるなど、その影響はますます深刻化しています。

実行計画は、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、2022（令和4）年3月で策定後5年を迎えることから、国内外の動向、本県の温室効果ガス排出量の将来予測やエネルギー需給の見通しを踏まえ、実行計画を改定するものです。

(2) 計画の位置付け

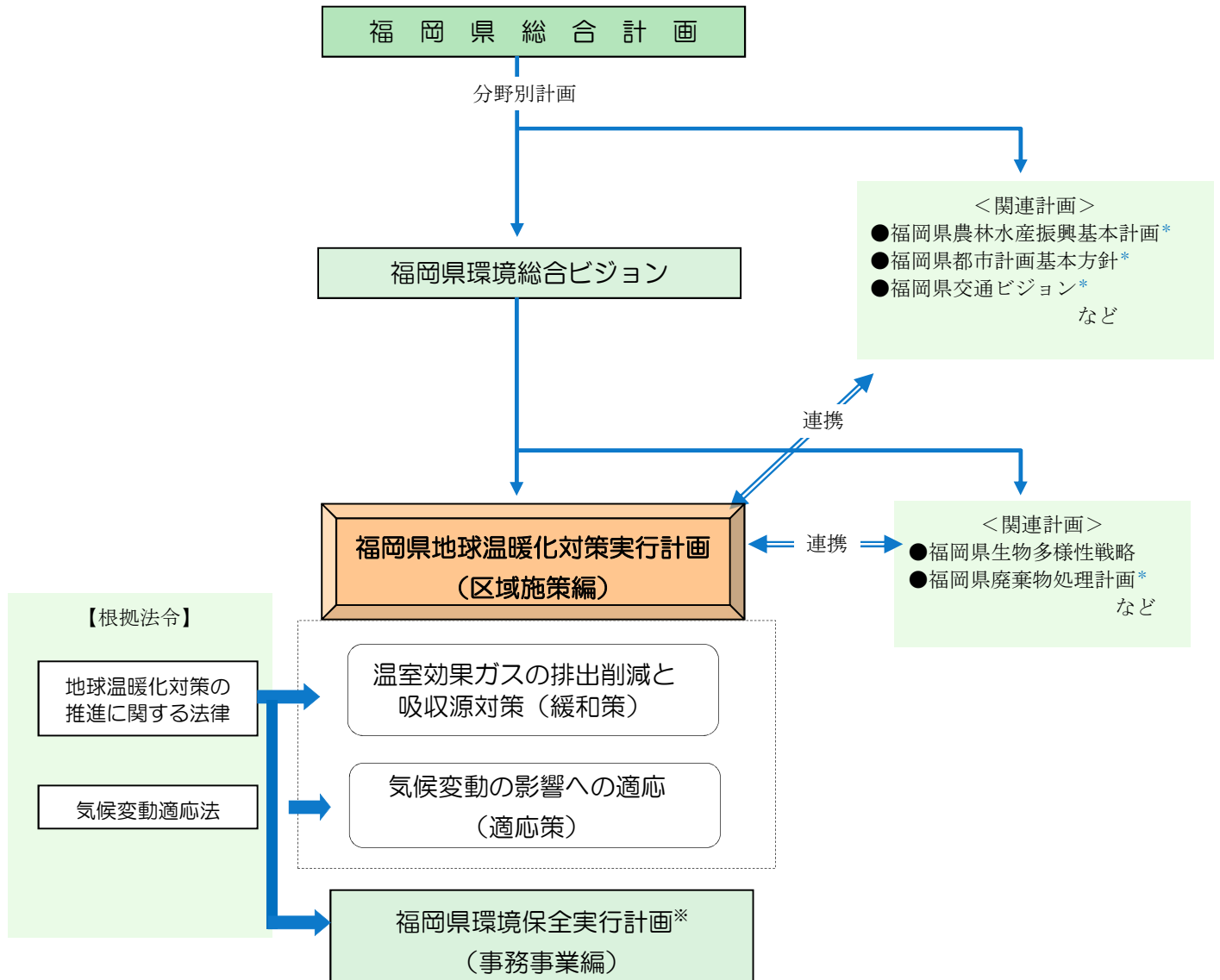
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものです。

また、誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県を目指した福岡県総合計画*の分野別計画である福岡県環境総合ビジョン*では、地球温暖化の緩和・適応のための総合的な対策を推進することとされています。

本計画は、地球温暖化対策に関する事項を具体化した計画であり、福岡県環境総合ビジョンの部門計画として位置付けられます。

(3) 計画の役割

本計画は、本県の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制や気候変動による影響の防止・軽減等のための対策・施策を総合的に、かつ、計画的に推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針となるものです。



※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減に率先して取り組むための計画。

図 2-1 計画の位置付け

2 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める7種類の温室効果ガスである、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）とします。

表 2-1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数*

温室効果ガス		地球温暖化係数	概要
二酸化炭素 (CO ₂)		1	化石燃料の燃焼やセメント製造時の石灰石使用などにより排出される。我々の日々のエネルギー消費を伴う生活と密接に関係している。
メタン (CH ₄)		25	水田や廃棄物の埋立て、家畜のゲップなどから排出される。都市ガスの主成分となっており、よく燃える性質がある。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	化石燃料の燃焼や廃棄物・農業活動などから排出される。他の窒素酸化物のような害はなく、麻酔剤などに使用されている。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12～ 14,800	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄に使用されている。オゾン層を破壊しないが、強力な温室効果がある。
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390～ 17,340	主に半導体洗浄に使用されている。強力な温室効果がある。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	主に電気絶縁ガスとして使用されている。強力な温室効果がある。
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体製造分野でドライエッチング剤として使用されている。強力な温室効果がある。

*地球温暖化係数：温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値で、二酸化炭素を1として想的に表した指標。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条で温室効果ガスごとに規定されている。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、2017（平成29）年度から2030（令和12）年度までとします。なお、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行います。

表 2-2 県上位計画の計画期間

計画名	計画期間
福岡県総合計画	2022（令和4）年度～2026（令和8）年度
福岡県環境総合ビジョン	2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

4 基準年度、削減目標の年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画に合わせて2013(平成25)年度とします。また、削減目標の年度は、2030(令和12)年度(中期目標)、2050(令和32)年度(長期目標)とします。



【出典：環境省ホームページ】

